

## [事案 23-185] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 2 月 28 日 和解成立

### <事案の概要>

ドル建による円安時のリスクは、保険を払済にすることで回避できると説明され、ドル建養老保険に加入したが、実際には、特別条件がついたために、払済保険に変更できないことが分かった。特別条件が付加されると払済に変更出来ない旨の説明がなかったとして、契約の無効および既払込保険料・法定利息・必要経費の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 20 年 9 月に、「ドル建による円安時のリスクは、保険を払済にすることで回避できる」と説明され、米国ドル建年金支払型特殊養老保険を契約したが、契約締結直後に雇患履歴の申告忘れに気づき、追加告知をした結果、契約日に遡って、保険料に特別保険料が加算されるという特別条件が適用された。

その際、募集人から、特別条件が適用されても払済保険にすることは可能であることをはじめ、特別保険料の加算以外には、契約内容の変更は一切ない旨の説明を受けたが、実際には、特別条件が適用される結果、払済保険にすることはできないことが分かった。

正しく説明を受けていれば、当該保険には加入せず、別の手段で運用していたので、契約の無効および、それに伴う①既払込保険料全額の返還、②既払込保険料に対する法定利息(年 6 パーセント)の支払、③本裁定手続開始前に発生した必要経費の支払いを求める。

### <保険会社の主張>

説明疎漏は事実のため、契約無効による既払込保険料返金が当該事案の解決方法と考える。申立人は他で運用していれば利息がついていたことを理由に、利息の支払いを要求しているが、運用によってはマイナスも考えられること、また万一保険事故が発生した場合には、当社は保険金支払いの義務を負っていたことから、利息を支払うことは妥当ではないと考える。

なお、当社の過去の苦情対応において、申立人が費やした経費(電話代等)を支払ったことはないので、公平性の観点から必要経費の支払いは妥当でないと考える。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、本件申立ては、申立契約に特別条件が適用される場合には、払済保険にすることができないにもかかわらず、払済保険にすることが可能であると誤信していたことを理由とする、要素の錯誤による無効の主張であると考え、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづき、下記のとおり審理した。審理の結果、本件は申立人の請求を直ちに退けるのではなく和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

(1) 保険会社は、募集人による説明不足があったことを認め、申立契約を取り消し、既払

込保険料全額を返還する旨を申し出ているので、残された問題は、既払込保険料に対する法定利息、および、本裁定手続開始前に発生した必要経費の支払をどのように扱うべきか、ということになる。

- (2) 払済保険にできるか否かについての「錯誤」が、申立契約を無効とするような「要素の錯誤」となるか判断するためには、①動機（払済保険にできるから、申立契約を申し込むという動機）がどのように募集人に表示されていたか（動機の表示）、②本人（申立人）のみならず、通常人においても、払済保険にできないことが分かっていたら申立契約を申し込まなかったであろうと評価できるか（要素性——状況にもよるが、一般的には、払済保険にできるか否かの錯誤は「要素」の錯誤とはならないと考えられる。）、などの認定が不可欠となり、保険会社がこれを争う場合には、訴訟を提起して勝訴することは、それほど簡単なことではない。また、訴訟となれば、相当の費用が必要となり、判決に至るまで相当の時間が掛かることになる。
- (3) そうすると、本件で、保険会社から、積極的に申立契約の取り消しと既払込保険料全額の返還に応じる旨の申し出がなされていることは、申立人のために大きな利益ということができる。
- (4) 「和解」は当事者が互いに譲歩をすること（互譲）をその本質とするため、保険会社が、積極的に申立契約の取り消しと既払込保険料全額の返還に応じる旨の申し出をしていることは、相当な譲歩と評価すべきものであり、そうであれば、申立人においても、和解を成立させるためには、一定の譲歩（法定利息と必要経費の支払は求めない。）をすべきものであると考える。契約締結時から、現在に至るまでの間（約3年4か月間）、申立人は保険事故が発生した場合の保障を受けてきたのであることも考慮すると、なおさらである。なお、申立人が求める必要経費については、訴訟においても、その賠償は認められないのが原則であることを付言する。